

エコ・パワー株式会社「(仮称)阿武隈南部風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年7月10日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)阿武隈南部風力発電事業環境影響評価方法書について、エコ・パワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県いわき市、双葉郡広野町、檜葉町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大175,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 1月12日
住民意見の概要等受理	平成29年 5月15日
福島県知事意見受理	平成29年 6月26日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 7月10日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742（直通）

エコ・パワー株式会社「(仮称)阿武隈南部風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総括的事項

対象事業実施区域の近隣には既存及び計画されている他事業があるので、環境負荷の複合的な影響について、可能な限り情報収集に努め、必要に応じて、その結果を準備書に記載すること。

2. 個別的事項

放射線の量について

対象事業実施区域及びその周辺の地域事情を踏まえ、広大な山稜上において大規模な土地改変等を行うことにより放射線物質を飛散させるおそれが否定できないことから、準備書においては、放射線の量を環境影響評価項目に追加し、それに係る調査、予測及び評価を実施し記載すること。